



4

等を譲り受け、若しくはその引渡しを受けた者（以下「輸入移動書類の交付を受けた者等」という。）が当該輸入移動書類を汚損し、又は失ったときは、經濟産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を經濟産業大臣、又は輸入移動書類の交付を受けた者等は、經濟産業省令で定めるところにより、經濟産業大臣に申請し、その再交付を受けることができる。この場合において、当該輸入移動書類の交付を受けた者等は、前項後段の規定により輸入移動書類の再交付を受けた場合において、その失つた輸入移動書類を回復するに至つたときは、經濟産業省令で定めるところにより、当該輸入移動書類を添付して、遅滞なく、その旨を經濟産業大臣に届け出なければならない。

4 第五条第二項及び第五項の規定は、輸入移動書類について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは、「第九条第一項」と読み替えるものとする。  
 (輸入特定有害廃棄物等の運搬又は処分)  
 第十条 前条第一項の規定により輸入移動書類が交付された特定有害廃棄物等（以下「輸入特定有害廃棄物等」という。）の運搬又は処分を行う場合は、当該輸入移動書類を携帯してしなければならない。

2 前項の規定により輸入移動書類を携帯して運搬又は処分を行う者は、当該輸入移動書類にそ

の輸入特定有害廃棄物等の引渡しを受けた日付

その他の經濟産業省令、環境省令で定める事項

を記載し、かつ、署名しなければならない。

3 輸入特定有害廃棄物等の運搬又は処分を行う場合は、当該輸入特定有害廃棄物等に係る輸入移動書類に記載された内容に従つてしなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 当該輸入特定有害廃棄物等の運搬又は処分について廃棄物の処理及び清掃に関する法律

（昭和四十五年法律第百三十七号）その他

入特定有害廃棄物等の適正な

実施が確保されるものとして政令で定める法

律の政令で定める規定の適用を受けるとき。

二 当該輸入特定有害廃棄物等の運搬又は処分について第十七条第二項の規定又は同項ただ

し書の政令で定める法律の政令で定める規定による命令がされたとき。

二 当該輸入特定有害廃棄物等の輸入の相手方

に規定する規定により、又は同項第二号に

前条第五項から第八項までの規定は、第一項の認定について準用する。この場合において、同条第五項中「第二項各号」とあるのは「次条第二項各号」と、同条第六項中「第三項の」とあるのは「次条第三項の」と、「第四項」とあるのは「同条第四項」と、「第三項中」とあるのは「同条第三項中」と読み替えるものとする。

**第十六條** 前条第一項の認定を受けた者による同項の規定により準用する前条第五項の認定並びに第四項の認定の更新に関する必要な事項は、政令で定める。

第十四条第一項の認定を受けた者が特定有害廃棄物等を輸入する場合については、第九条第二項前段及び第三項並びに第十条から第十三条までの規定（これららの規定に係る罰則を含む。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

国為替及び外國貿易法第四十八条第三項の規定に基づく政令の規定に違反した場合その他の特定有害廃棄物等の輸出等が適正に行われない場合において、人の健康又は生活環境に係る被害を防止するため特に必要があると認めるときは、当該特定有害廃棄物等を輸出した者又は輸出された特定有害廃棄物等の運搬を行う者若しくはその排出者等（当該特定有害廃棄物等を排出した者をいい、その者が明らかでない場合には、当該特定有害廃棄物等を所有し、又は管理していた者をいう。以下同じ。）であつて当該特定有害廃棄物等の輸出等が適正に行われないことについてその責めに帰する事由があるものに對し、当該特定有害廃棄物等の回収又は適正な処分のための措置その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。ただしこれを施が確保されるものとして政令で定める法律の政令で定める規定の適用を受ける場合は、この限りでない。

輸入した者、輸入された特定有害廃棄物等の運搬若しくは処分を行う者又は第十四条第一項若しくは第十五条第一項の認定を受けた者に対する業務に關し報告をさせることができること。

(立入検査)

**第十九条** 経済産業大臣及び環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、特定有害廃棄物等を輸出した者、輸出された特定有害廃棄物等の運搬を行った者又はその排出者等の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のために必要な最小限度の分量限り当該特定有害廃棄物等を収去させることができる。

2 経済産業大臣及び環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、特定有害廃棄物等を輸入した者、輸入された特定有害廃棄物等の運搬若しくは処分を行う者又は第十五条第一項若しくは第十五条第一項の認定を受けた者に対する業務に關し報告をさせることができること。

3 前二項の規定により職員が立ち入るときは、  
その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示  
しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査、質  
問及び収去の権限は、犯罪捜査のために認めら  
れたものと解釈してはならない。

(手数料)

**第二十条** 次に掲げる者は、実費を勘案して政令  
で定める額の手数料を納めなければならない。  
一 輸出移動書類の交付を受けようとする者  
二 輸出移動書類の再交付を受けようとする者  
三 輸入移動書類の交付を受けようとする者  
四 輸入移動書類の再交付を受けようとする者  
五 輸入移動書類の書換えを受けようとする者  
六 第十四条第一項の認定又はその更新を受け  
ようとする者  
七 第十四条第五項の認定を受けようとする者  
八 第十五条第一項の認定又はその更新を受け  
ようとする者  
九 第十五条第五項において準用する第十四条  
第五項の認定を受けようとする者



後にした行為に対する罰則の適用については、  
なお従前の例による。  
(その他の経過措置の政令への委任)

**第十条** 附則第五条から前条までに定めるもの  
ほか、この法律の施行に関し必要な経過措置  
(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定  
める。

## 附 則 (平成二十九年六月一六日法律第六 二号)

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年  
六月を超えない範囲内において政令で定める日  
から施行する。ただし、附則第六条の規定は、  
公布の日から施行する。  
(特定有害廃棄物等の輸出の承認の申請に関する  
経過措置)

**第二条** この法律の施行の際現にされているこの  
法律による改正前の特定有害廃棄物等の輸出入  
等の規制に関する法律(次条において「旧法」  
という)第四条第一項の規定による承認の申  
請は、この法律による改正後の特定有害廃棄物  
等の輸出入等の規制に関する法律(以下「新  
法」という)第四条第一項の規定による承認  
の申請とみなす。  
(特定有害廃棄物等の輸入に関する経過措置)

**第三条** この法律の施行前に輸入された旧法第二  
条第一項各号に掲げる特定有害廃棄物等(以下  
この条及び次条において「旧特定有害廃棄物  
等」という)又はこの法律の施行前に旧法第  
八条第一項の承認を受けた者が輸入しようとす  
る当該承認に係る旧特定有害廃棄物等のうち、  
新法第二条第一項各号に掲げる特定有害廃棄物  
等(以下この条及び次条において「新特定有害  
廃棄物等」という)に該当しないものについ  
ては、新特定有害廃棄物等とみなす。  
(特定有害廃棄物等の輸出に関する経過措置)

**第四条** 新法第十七条第一項、第十八条第一項及  
び第十九条第一項の規定は、新特定有害廃棄物  
等のうち、旧特定有害廃棄物等に該当しないも  
のであって、この法律の施行前に輸出されたも  
のについては、適用しない。  
(罰則に関する経過措置)

**第五条** この法律の施行前にした行為に対する罰  
則の適用については、なお従前の例による。  
(その他の経過措置の政令への委任)

**第六条** この附則に規定するもののほか、この法  
律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する  
経過措置を含む。)は、政令で定める。

## 第七条 (検討)

政府は、この法律の施行後五年を経過し、  
た場合において、新法の施行の状況を勘案し、  
必要があると認めるときは、新法の規定につ  
て検討を加え、その結果に基づいて必要な措置  
を講ずるものとする。